

此の時より除かれたり」と、『ドーソン蒙古史』第一卷四十六頁)。之即ち蒙古に站の設けられし初めに於て、實にまた元朝驛傳の制の濫觴なりとす。もとよりかかる事業は只だ漫然中國の制に倣ひしものには非ずして、漠北荒漠の地を往來する使節の、常に食物・乘馬等の缺乏に苦しみ、もしくは所在盜賊の危險に遭遇するもの多く、軍旅のこと爲に機を誤るが如きもの屢となりしを以て、茲に支那從來の法に則りてかかる制度を施行せしものに外ならず。

## 二 蒙古時代の站(太宗時代)

元朝に於ける站の起原は此の如く太祖の時にありと雖、其の有様の如何なりしやについては、何等之を知るべき史料の存するなし。次の可汗即ち太宗の時代に至りて、始めて少しく其の消息を知るを得べし。西紀一二三四年の頃太宗詔を發して、國內に站を設立すべきを命ぜり、『元朝秘史』の記する所によれば、「一使臣往來、沿百姓處經過、事也遲了、百姓也生受、如今可教各千戶每、出人馬、立定站赤、不是緊急事務、須要乘坐站馬、不許沿百姓處經過」と。これ使臣の往來に當りて驛站の設備を缺き、爲に百姓を勞し、また使命の遲延を生ずるを憂ひて、各千戶の長たる官人に命じて、沿道所在に驛舍を設けしめ、所用の人馬等を調達常設すべきを命じたるものなりとす。然も之尙ほ事の普通に屬する時のことに於て、一旦緊急を要するものに至りては、諸所に人馬食糧の徵發は、使者の意に任じたるものなるが如し、當時蒙古の所領は益々擴大せられしを以て、新に此の如き命を發して、以て太祖時代の設備を補ひしものなるを知る、實に蒙古の首都、オルコン河畔の和林より、支那の境上に達する間に、三十個の站を設けしは、此の翌年即ち一二三五年のことなりとす。